

1 パブリックコメントの実施状況と結果について

(1) 公表した案

「立川市地域防災計画原案」

(2) 案の公表場所

市ホームページ、立川市役所3階市政情報コーナー、子ども未来センター、女性総合センター、各学習館、各図書館、窓口サービスセンター、各連絡所、防災課窓口

(3) 意見提出期間

令和5年12月14日～令和6年1月9日

(4) 結果

ア 提出者数 5名

郵送	ファックス	Eメール	HPフォーム	来所
0名	0名	1名	4名	0名

イ 意見の件数 52件

全体に関わるもの	第1部	第2部	第3部	第4部	第5部	第6部	第7部
3件	1件	14件	29件	0件	4件	0件	1件

ウ 市の回答結果

意見を反映するもの	市の考え方を説明するもの	その他
6件	40件	6件

※1名の方から複数の意見が提出されている場合は、それぞれの内容ごとに件数をカウントしています。

2 意見の要旨と市の考え方について

※1 名の方から複数の意見が提出されている場合は、それぞれの内容ごとに要旨を整理しています。
 ※類似の意見については、整理・集約して市の考え方を示しています。

(1) 意見を反映するもの（6 件）

整理 番号	該当箇所	意見要旨	件数	市の考え方
1	第2部第4章第3節 第4項 「食料・日用品・飲料水等の確保」	「市民は日ごろから各家庭で、災害時の食料・身の回り品について1人概ね7日分を確保する。」とありますが、災害対策基本法の第7条（住民等の責務）で、「住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄をしなさい」と書いてあります。違反したら捕まるというものではありませんが、自分で準備しておくことが法律で決められているということを国民はほぼ知らないと思います。「いざとなったら役所が用意してくれるし、避難所に置いてある」程度で考えている市民も多くいると思いますので、きちんと学ぶべきかと思います。	1	市では、地域の防災訓練や防災講座等、ことあるごとに、「備蓄」や「在宅避難」の必要性を説明させていただき、市の防災上において中心的な広報事項と位置付けております。一方で、市民には「努力義務ではありますが、法律に記載されている強い推進事項である。」という意識をさらに強く持っていただくため、当該箇所（原案105ページ、第2部第4章第3節第4項【施策の方向性と事業計画】（1）食料・日用品等の確保、1行目）に「災害対策基本法にも記載があるとおり」の一文を加え、「自らの生命は自ら守ることを基本的な考え方として、災害対策基本法にも記載があるとおり、市民は日ごろから各家庭で、災害時の食料・身の回り品について備蓄を強く進める。1人概ね7日分の備蓄を確保する。」と文章を修正します。
2	第3部第4章第2節 「広報内容と方法」	市民として怖いのは火災と犯罪です。あとは避難所が開設しているのか、既に満員なのか、水や食料の配布、今後の見通し、辺りだと思います。 避難所では自分から市のHPにアクセスできない世代がいると思いますので、若い世代がニーズを聞いて代わりにアクセスするなど、助け合いが必要になってくると思われます。 家の片付けをしてくれるボランティアの派遣申込み方法なども、広報していただけたらありがたいです。	1	いただいたご意見のとおりでありますので、いただいたご意見の中で地域防災計画原案に記載のない事項を反映いたします。計画原案176ページの第3部第4章第2節「広報の内容と方法」の「広報内容」の表中、「応急活動期」の「広報内容」に「防犯に関する情報」及び「災害ボランティアの募集状況」を加えます。

3	第3部第9章第2節 「地震発生時の市民 の役割」	安全が確保できたら、まずweb171やLINEなどで「無事だ」と、自分の安否情報を発信してほしいとアナウンスが必要かと思います。発災時、多くの人は、安否情報を得ようとする前に、自己の安否情報を発信することを忘れてしまいます。 あと、入力わからない方がいれば、入力できる被災者が、操作方法をレクチャーすれば良いと思います。全てのことを職員が負担をしていたら、いくら職員がいても足りません。	1	いただいたご意見のとおり、自己の安否情報を家族等周囲へ通知する必要性を市としても感じており、市が発行している「防災ハンドブック」において周知しているところでもあります。そこで地域防災計画へも文章を位置付けることとし、原案 205 ページ（第3部第9章第2節地震発生時の市民の役割、3行目）に「また、安全な避難が完了した後は、自己の安否情報を家族等へ発信することも忘れないよう、心掛ける。」を加えます。
4	第3部第10章第5節 「一次避難所の開設・ 運営」	休日や閉庁日、夜間で、学校の教職員が不在時に地震等の災害が起こり、学校が避難所として使われる場合があります。この時の管理責任、連絡体制等は大丈夫でしょうか。能登半島地震では、高校が避難所として使われた際、学校に設置してあった飲料水自動販売機が侵入者によって破壊され中身が盗まれたとの報道がありました。 報道の写真をを見ると、鍵を壊して開けただけでなく、内部も破壊されていて、修理不能と思われます。校長への事前の確認も、事後の報告もなかったようです。自動販売機所有者の承諾もとっていなかったのではないかと思います。学校を使う以上、校長との連携は必須であると思いますし、保管場所を破壊して飲料水や食品を取り出すというのが勝手にされていいとは思えません。このような場合の判断責任、連絡体制が必要だと思います。	1	いただいたご意見につきましては、避難所における警備・防犯の内容となります。災害時における、避難所を含めた公共施設や公共の場における秩序の安定は重要視されなければならない事項となりますので、以下のとおり、計画へ反映いたします。 「計画原案 217 ページ、第3部第10章第5節（2）避難所の運営」の文末に「避難所の運営においては、避難者の安全と秩序維持について対策を図る。」を加えます。

5	第3部第12章第4節 「生活必需品の確保・供給」	「備蓄物資として一次避難所となる小中学校等に、毛布、ろうそく、石鹸等を備蓄している。」とありますが、地震時に余震が何度も来る中で「ろうそく」の使用は危険かと思いました。 「ろうそくが原因の火災に注意が必要。普段ろうそくを扱い慣れていないうえ、避難や復旧作業の疲れから不注意になりやすい。」と報道されています。 一次避難所において、ほぼ裸火で使うことになると思います。避難所生活では、床に置いて使うと思いますが、危険ではないでしょうか。また、マッチやライターなどの記載がなく、ろうそくの火はどうやってつけるのか疑問に思いました。	1	現在、ろうそくを備蓄しておりますが、ご指摘内容はその通りであると考えます。市といたしましても、リスクや効果を考えながら、ろうそくに代わる、避難所における灯り対策を別途検討しております。そのような状況から、計画229ページの記載から「ろうそく」の記載を削除し、合わせて、生活必需品として重要となっている「携帯トイレ」へ記載を変更します。
6	第3部第16章第6節 「し尿の運搬と処理」	詳細は「災害廃棄物処理計画・マニュアル」に書かれているのかも知れませんが、家庭などから出た携帯トイレのビニール袋は、可燃ゴミとは別に収集する方が良さそうです。段ボール箱などに入れて新聞紙などで固定した上で、さらにその箱を大きなビニール袋に入れて排出すれば、パッカー車で収集しても便袋が破裂して中身が飛び散る事態を防ぐことができるということです。 また、立川市防災ハンドブックなどには「災害用トイレを用意して」とは書いていますが、具体的に「空気を抜く」とか、「どうやって回収する」とかは書かれていません。パッカー車を使う場合、空気が入っていると破裂する可能性があり、大事なことだと思いますので、記述は必要かと思いました。	1	ごみ収集やし尿処理における衛生管理については、災害廃棄物処理計画やそれに関連するマニュアルにおいて、詳細を記載することとなりますが、衛生面の配慮を計画に盛り込むこととし、原案248ページ（第3部第16章第6節し尿所の運搬と処理）1行目に文言を挿入し、「廃棄物処理業者との協定に基づき、避難所等から発生するし尿を衛生面に配慮し、収集・運搬する。」と修正します。

(2) 市の考え方を説明するもの(40件)

整理 番号	該当箇所	意見要旨	件数	市の考え方
1	第2部第2章第1節 「東京都防災会議による被害想定」	「令和6年能登半島地震」について、想定外な被害となっている状況を目の当たりにし、震度7のゆれに対応できるよう対策するべきであると考えますが、被害想定が低く設定され過ぎているのではないのでしょうか。 また、想定を市民に周知されていないことが問題であると思います。	1	【前段】 本市では、災害対策の根拠となる被害想定については、東京都が公表するデータを採用しております。東京都が令和4年度に公表しました「首都直下地震による東京都の被害想定」は約10年振りに修正されたもので、前回から現在までに発生した大規模災害の経験や、新たな研究結果に基づいた科学的な知見を考慮し、さらに、様々な地震メカニズムや想定シーン(季節、時間帯)別に数値化した定量的な被害想定に加え、新たな想定は数値では表せない定性的な被害想定に触れるなど、信頼できるデータであるため、被害想定としては妥当であると考えております。 【後段】 本計画では、本市において、被害が大きくなる「多摩東部直下地震」及び「立川断層帯地震」の被害想定を東京都の被害と見比べられる形で一覧として示しており、被害の様相については、地域防災訓練においても直接市民への主知に取り組んでおります。
2	第2部第4章第1節 第4項 「ライフラインの整備」	たちむにいに発電設備はありますが、EV充電設備はあるのでしょうか。IKEAにも屋上に大型ソーラーがありますが、大停電時に使えないものなのでしょうか。	1	クリーンセンターたちむにいには、EV充電設備が備えられております。 IKEAの大型ソーラーについては、市としては詳細を承知しておりません。

3	第2部第4章第1節 第7項 「民間建築物の耐震性の向上」	耐震が必要と言っても高齢者世帯には「お金が無い」「長生きしたし、もう来た時は諦める」と言われてしまいます。しかし、倒壊したらその方のみではなく、出火しやすくなり、延焼のリスクも上がり、隣家の壁を破損して建物の防火力を弱めてしまうリスクもあります。ご自分だけの問題ではないということを知っていただく必要があるのではないかと感じました。 「昭和56(1981)年5月31日以前に建築した木造の住宅に対し、簡易にできる耐震診断の方法について普及・啓発を行う」とありますが、簡易にできる耐震診断の方法というのは、WEB「東京理科大学 工学部建築学科・応急危険度判定を自宅でアプリを用いて簡易耐震診断」のことでしょうか。	2	市としての耐震化対策について、木造住宅耐震改修等助成制度を柱とした老朽木造建築物の改修支援として、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断、耐震改修工事等の助成を行っており、各世代へ耐震化の必要性をさらに周知してまいります。(計画原案58、71ページ参照) 市では、国土交通省監修の「誰でもできるわが家の耐震診断」を基に「簡易耐震診断調査票」を作成し、重点地域を年度ごとに定めながら簡易耐震診断の普及・啓発を行っております。 なお、ご意見の中でいただいたアプリの使用による診断方法を指すものではありませんが、個人におかれまして、民間が発信する防災知識の普及ツールやアプリ等を活用することも有効であると考えます。
4	第2部第4章第3節 第2項 「避難所の開設・運営」	「災害が広域的に広がった場合でも、生命だけは守るという目的で、広いスペースが確保できる広域避難場所(国営昭和記念公園、二中一帯、多摩川河川敷の3箇所)を指定」とありますが、関東大震災では非常に広い空き地(被服廠跡)で火災旋風が発生して4万人近くが焼け死んでいます。昭和記念公園や河川敷はかなり広いのですが、二中一帯では大規模火災に対応できない可能性が高いのではないのでしょうか。西には「災害時活動困難度を考慮した危険度ランク2」の住宅密集地があり、東側は自衛隊で入れません。	1	市としては、火災危険度ランクが「3」となっている町丁が周辺に在する地域の特性を鑑み、近傍で比較的スペースのある「二中一帯」に緊急的に避難することについて、一定の効果があると考えます。また、二中一帯の周囲には自衛隊の駐屯地、校舎や共同住宅の耐火建物又は校庭等の空地があり、緊急避難場所として燃え広がりづらい条件を十分有していると判断しております。

5	第2部第4章第3節 第3項 「避難誘導体制の整備」	原案 206 ページには「地域に大規模な火災の危険がせまり、身の危険を感じたら」とありますが、高いところに登って煙が上っているのが見えれば、具体的な方向はわかるかもしれませんが、実際、火災がどの方向から迫っているのか、わかるものなのでしょうか。複数箇所ですべて同時に火災が発生した場合、どの方向からどのように迫ってきているのか、どの方向に逃げればいいのか等は、やったことのない市民がぶっつけ本番でできるとは思えません。	1	高所ではなくても、煙の発生状況や周囲の住民の情報等から延焼状況、風向きから延焼方向を把握することはできません。市では、普段からあらゆる事態をイメージし、いざという時の行動ができるように防災訓練への積極的な参加の呼び掛けをしており、さらなる推進を図ります。具体的な訓練内容として、複数避難所へのルートを確認することでイメージをさらに膨らませることが可能となります。
6	第2部第4章第3節 第4項 「食料・日用品・飲料水等の確保」	浸水想定区域内の屋外に設置されている防災倉庫を可能な範囲で想定水深以上に嵩上げし、救助・救護用機資材の使用を可能にするとともに、他の備蓄品の活用を可能にする。 救援物資の途絶を想定し、当面の救助活動・避難生活に必要な灯油、ガソリン等を市で保管・管理するため、市役所近傍に地下タンクを備えた燃料備蓄拠点を建設する。	2	市としては、一次避難所の防災備蓄倉庫について、避難者の使用しやすさに第一の重点を置き、屋外への配置を推進しており、物資の搬出・搬入作業の負担の軽減を図っています。また、浸水想定区域内にある防災備蓄倉庫については、風水害時には区域内の避難所は開設されない上に、周辺区域が浸水している状況において、施設に近づくこと自体が危険なため、使用を想定しておりません。 燃料の備蓄拠点の建設について、可燃物である灯油やガソリンの保管には法律による規制がある上、施設の維持等も容易ではなく、現実的に難しいと考えているため、災害時は他自治体への受援要請や協定により燃料の調達を図ってまいります。
7	第2部第4章第3節 第5項 「帰宅困難者の安全確保」	「東京都は 帰宅困難者オペレーションシステム（令和6（2024）年運用予定）の開発に着手」とありますが、この情報発信システムでは、火災状況は把握できるのでしょうか。火災がどこで発生しているのかわか	1	「東京都帰宅困難者オペレーションシステム」については、東京都が開発したシステムであり、スマートフォンのGPSデータを活用し、人の流れや混雑状況を把握することや各帰宅困難者一時滞在施設の開設状況等を統計処理

		りませんし、風向きから延焼危険エリアを割り出して、危険なエリアに向かわせないように情報発信する必要がありますが出てくると思います。		し地図上に重ね合わせ描画し、行政、公共機関、対策従事者や帰宅困難者に配信する仕組みとなっております。東京都資料によれば、火災等の災害情報については、将来的に実装を計画する機能となっているとのことです。 火災の発生情報等は、災害規模による危険性等を鑑み、市の災害対策本部が重要度の高い情報は、できる限り、防災行政無線等あらゆる媒体から適切な方法・ツールを選定し、広報を行ってまいります。
8	第2部第4章第4節 第1項 「初動体制の整備と情報提供のしくみづくり」	FMたちかわ(84.4Mhz) が聞こえにくい場所、聞こえにくい避難所等は把握されているのでしょうか。個人で調べたところ、 ・鉄筋が入っているプレハブ住宅だと1Fは聞こえづらく、2Fであれば受信できる ・高松健康会館(1F)、高松図書館(2F)は結構奥に入っても受信できる。等となっています。 スマホのアプリでも聞くことは可能です。しかし、ラジオを普段から聞く人は少なく、発災時にアプリのインストールをするようでは、限られたネット回線を逼迫する懸念があります。	1	FMラジオの電波受信状況については、遮へい物や街区等周囲の状況で変化し、天候にも左右されるなど、場所等によって変化することを承知しており、各避難所の状況は把握しておりません。市としては、他の媒体も含めて、様々な方法やツールを活用して情報収集をすることを推奨しております。
9	第2部第4章第4節 第8項 「応援協力体制の整備」	自動販売機の飲料水を提供することを考えても良いと思います。 最近の自動販売機は、災害時には無償提供できるようになっているらしいので、自動販売機に表示してある所有者に連絡すれば、利用方法を教えてもらって、飲料提供を受けられるか、鍵を開けて提供してくれるかもしれません。 自動販売機の飲料を提供してもらう協定等を結んで、利用のルールを決めておくべきだと思います。	1	数多くの自動販売機メーカーがある上、販売機自体の所有区分や契約・権利関係も複雑多岐に渡ることから、市として協定を一律に締結することは難しいと考えておりますが、市有の公共施設に設置している自動販売機につきましては、災害時の飲料提供が可能となっております。その他、災害対策として、市が講じております様々な応急給水対策により対応してまいります。(計画原案226、227ページ参照)

10	第2部第4章第4節 第9項 「大規模な事件・事故等 や異常気象への対策」	高高度核爆発（HANE・高度40～400kmの高高度で核爆発を起こし、強力な電磁パルスが発生させ基幹インフラが制御不能になる）や、強烈な太陽フレアに関する災害は今のところ想定外ということでしょうか。1989年に発生した太陽フレアの際にはカナダ・ケベック州において約10時間の大規模停電が発生しました。	1	高高度核爆発については、現時点においては被害等の想定はしておらず、必要に応じて、国民保護計画の中で検討してまいります。太陽フレアに関する影響についても被害等の想定はしておりませんが、国の動向を注視してまいります。
11	第3部第1章 「応急活動体制の確立」	「震度5強以上の地震が発生したら全職員が配備」とありますが、全職員が耐震基準をクリアした住宅にお住まいなのでしょうか。少なくとも市長や副市長、防災課の職員の方々は、耐震基準をクリアした住宅にお住まいなのでしょうか。そのことを防災課の方々は把握されているのでしょうか。	1	発災時の市職員の参集基準につきましては、震度4又は震度5弱の地震が市内で発生した場合、災害対策本部本部指揮所班全職員、及び福祉部門・施設管理部門等指定職員が参集し、震度5強以上の地震が市内で発生した場合は全職員が参集することとなっており、全職員が登録をしている「職員参集システム」により震度別に該当職員にメールが自動配信され、参集指示がなされます。 発災時勤務時間外であっても、職員が自宅にいるとは限らず、外出していることもあり、耐震基準に合致した住宅に居住しているからといって必ずしも参集できるものではなく、また、個人の居住の自由もございますので、住まいの状況までは把握しておりませんが、職員参集システムにより参集の可否や被災時の状況等を報告することにより、適切な初動体制構築を図ってまいります。

12	第3部第3章 「情報収集・伝達」	建物などが倒れて道路が使えないなどを発見した市民は、市役所に直接連絡した方がいいのでしょうか。警察(110番)でしょうか。110番は立川以外の情報も入ってきて混雑する可能性があります、立川の情報は立川市に直接伝える方がいいのでしょうか。それとも、都道や市道によって報告先が違ってくるのでしょうか。 能登半島地震では、搜索や救難活動などを行う有人ヘリコプターの妨げにならないように、ドローンなど無人航空機の飛行を原則禁止としました。協定により活動にあたる無人航空機は、このような場合に例外として飛ばすことができるのでしょうか。	2	道路の通行障害等の情報を入手した際に、通報し提供していただいた情報は、その後の災害対応にとって、非常に有益な情報となります。災害時は通信の混雑等により、市役所に電話をしても必ずしもすぐにつながるとは限りませんので、警察や道路管理者（国、都）等つながる先に連絡をしていただくことが最善となります。市では災害対策本部を立上げ、各防災関係機関と情報共有をいたしますので、他の機関に入った情報も市役所へ集約されます。 無人航空機にあたる「ドローン」は航空法により、空港周辺の空域や人口集中地区の空域等では飛行が禁止されており、本市は市全域が人口集中地区のため飛行が原則禁止となっております。しかしながら、災害時については国や自治体、またはこれらの者から依頼を受けた者が搜索または救助を行うために飛行させる場合、特例として飛行させることが可能となります。
13	第3部第6章 「消防活動」	東京消防庁は平常時、どこで火災が発生したかなどの情報を発表しませんが、やはり災害時にも発表しないのでしょうか。 立川防災館に延焼シミュレータがありましたが、公表はされないのでしょうか。 また、火災において、火事現場近くの家が倒壊して人が取り残されている場合は、そこを優先して消火に行くのでしょうか。救助には何時間もかかりますが、火の回りはあっという間です。消防団もありますが消防職員の数は限られていますし、まず火を消さないと救助は難しいと思います。	3	【前段】 活動している消防隊が判断した内容を、現場において周知広報いたします。また、市としては立川消防署と情報共有を図り、知り得た情報は重要度を精査し、避難指示が必要な場合等、直ちに対応が必要となる情報は、市の災害対策本部から防災行政無線等適切な媒体を活用し広報いたします。 【中段】 実際の延焼状況との食い違いによる混乱を避けるため、シミュレーション結果の公表はしていません。 【後段】

		「救助・救急活動は、「時間との勝負」で最優先に行われる必要がある。」とありますが、家屋の倒壊や家具の転倒に巻き込まれた人がいても、火の回りの方が早いため、隊員が限られている場合、救助よりも消火を優先するという話を阪神・淡路大震災で聞きました。 消防署では、消火よりも救助を優先することになっているのでしょうか。		活動隊は人命を考慮しますが、火災が燃え広がればさらなる人命危険が生じる場合等もあり、災害の発生状況により総合的な判断により最善の対応をすることとなります。活動の基準については、「原案 189 ページ、第3部第6章第3節（2）消防署の活動基本方針」のとおりとなります。 また、救助活動については、消防以外にも、警察や市民消火隊、市民防災組織、地域住民等も協力して行うこととなっております。
		「消防班が発災と同時に近隣住民に対し、出火防止と初期消火の呼び掛けを行う」とありますが、地震が発生したら各消防団がくまなく住民に呼びかけをすると同時に、潰れている家がないか、通れない道がないかなどの情報を収集して市に報告する予定なのでしょうか。		【前段】 「くまなく」呼びかけを実施することは困難であると考えられますが、参集した人員により、できる限りの呼びかけを実施することとなります。 【後段】 消防団員が各活動により知り得た災害に関わる情報につきましては、所有する無線機等を活用し、災害対策本部へ報告することとなっております。
14	第3部第8章 「医療救護」	能登半島地震で、5日目くらいから具合が悪くなる乳幼児が増え、内科の医師から「小児科医でないと診られない」と断られて小児科医をTwitterで探している避難所がありました。 立川市では福祉避難所として保育園が指定されていますが、災害時に小児科医に直接連絡ができるような仕組み、取り決めがあるのでしょうか。災害時には掛けの小児科が停電などで連絡不能となることや休診している可能性があります。立川市の小児科の電話番号を調べると、携帯ではなく固定電話ばかりで、停電時に通話ができるのか疑問に思います。	1	市と小児科医が直接連絡できるしくみや取り決めはございませんが、立川市三師会災害対策本部や北多摩西部二次医療圏医療機関に要請する仕組みを活用し、対応していくこととなります。

15	第3部第10章 「避難対策」	避難所については、一次避難所、二次避難所の区分があるが、わかりやすさに欠け、また高齢者が避難に労力のかからないしくみづくりが必要ではないか。	4	現行の計画においては、一次避難所は震度5強以上の地震が発生した場合に真っ先に開設する避難所であり、二次避難所は一次避難所の受入状況をみて適宜開設する避難所となっています。福祉避難所については、一次避難所での生活が困難な方の利用を目的とした避難所として位置付けており、これらの考え方は今回の修正においても変更は加えておりません。
		避難行動要支援者の個別避難計画を迅速・確実に実行するため、現在の二次避難所のうち学習館、状況により会館を当初から福祉避難所として位置付けし、個別避難計画の早期完成を図る。		これは、二次避難所などの身近な公共施設を発災後速やかに開設・運営していくには一次避難所と同様に、夜間・休日にも対応する緊急初動参集職員の配置など、初動体制を整備していく必要がありますが、現状では、本市近隣に在住する職員が限られており、発災後速やかに開設する避難所は一次避難所としていることからとなります。 しかしながら、令和6年能登半島地震の避難所運営における課題を確認しながら、避難者のニーズに合致した避難所のあり方については次期計画修正時の検討事項としてまいります。
		2023年11月にソフトバンク固定電話回線の通信障害があったと思います。固定電話回線も災害時に繋がらない可能性があります。 しかし、二次避難所や福祉避難所には無線機が全箇所ありません。要支援者については、医療のニーズが高いように思います。しかし常に医療従事者いるわけではないでしょうし、調子が悪い方が出たときに本部や医療チームに連絡が取れないリスクがあるのではないのでしょうか。職員のスマホは一般の通信なので通信規制の対象となるはずですが、本部の方とSNSで、やり取りをするのでしょうか。		市が所有している携帯無線機（計画原案関連資料、377ページ記載）を各施設に配布し、活用することにより対応するものとします。

		飼育動物の飼育場所は居住スペースとは別にするのが原則であるが、ペット飼育者は近年急激に増加しており、このルールが完全に守られるとは思えない。 むしろ、複数の避難所を「ペット同行避難所」として指定することにより、ペットアレルギーやペットが苦手な避難者の権利を守るべきである。		現行の避難所運営においては、ペットの「同行」避難は可能ですが、一次避難所ごとに定められている「避難所運営マニュアル」において、ペット用のスペースは校庭等屋外と定められ、屋内の避難者の居住スペースとは別とし、「同伴」避難は想定しておりません。市としてはルールの周知徹底を図ってまいります。 「ペット同伴者用避難所」を指定することについては、一定の一次避難所を指定することで、その避難所には基本的にペットアレルギー等の方は入居することができなくなってしまう、今まで想定していた避難所を使用できないことは、地域による不公平が生じることになってしまいますので、難しいと考えております。
16	第3部第12章 「生活支援対策」	備蓄品や備蓄倉庫の状況が、近隣市と比べてもわかりづらく、周知されていない。 二次避難所や福祉避難所については、風水害時の第一段階の避難所と指定されている場所もあることや、避難行動要支援者を対象とした直接避難を考慮し、必要な飲料水、食料及び日用品等を事前確保する必要があるため、小型防災倉庫の設置が必要ではないか。	4	一次避難所や地域等に配置されたその他備蓄倉庫の所在やそれぞれの倉庫に何が備蓄されているかを示す一覧は、本計画の関連資料に詳細が掲載されている（原案 403～413 ページ参照）とともに、一次避難所の備蓄品については市役所ホームページにおいて写真付きで示しているところとなります。加えて、地域防災訓練の実施に合わせ、倉庫の内部を直接市民に確認していただいております。 二次避難所及び福祉避難所の備蓄倉庫につきましては、早急に開設が困難な状況、調達物資又は一次避難所の物資を輸送することを想定していること、及び物資を保管するスペースが十分ではない等の事情から備蓄品は用意しておりません。 しかしながら、令和6年能登半島地震の避難所運営における課題を確認しながら、避難者のニーズに合致した避難所のあり方については次期計画修正時の検討事項としてまいります。

16	第3部第12章 「生活支援対策」	備蓄品の追加 - 火山噴火対策（降灰下の屋外活動） 防塵マスク、防塵ゴーグル - 熱中症対策（炎天酷暑時の熱中症予防） 黒球型携帯熱中症計、クールスカーフ - 救助・救護用資機材 2 t ジャッキ、アルミ伸縮梯子（又は梯子兼用脚立7段）、救助用ゴムボート（浸水想定区域内の避難所に）、保温用レスキューシート 一次避難所備蓄品について、 - 高齢者の気道感染や誤嚥性肺炎のリスクを考え「歯ブラシ」も入れた方がよい。本来は全員必要ですが、糖尿病患者や、乳幼児、小児なども、口腔ケア支援が必要なハイリスクグループと思われます。 - 一次避難所の体育館にはエアコンが設置されていますが、停電で使えない場合もあり、熱中症予防のためにWBGT計測器を用意してはどうか。 - 学校にはたくさんあると思いますが、養生テープやビニール袋も結構使うと思われます。 - リチウムイオンバッテリーは地震による落下や圧迫で発火するため、保管場所に注意が必要。 - 断水すると手洗いができずに冬ならノロウイルスの危険性が高まりますが、アルコール消毒が効かないため、手洗いが基本です。水を循環して使える機器があれば便利かと思いました。 - 感染症予防のため、行きやすい、快適なトイレが非常に重要になってきます。特に女性には「ラップポン」のようなものがあるとよい。	個別の備蓄品については、必要性を踏まえ検討してまいります。 また、保管場所につきましても、適切な位置に保管してまいります。 なお、WBGT計測器につきましては、一次避難所となる各小中学校に配置されております。
----	---------------------	---	---

17	第3部第13章 「帰宅困難者対策」	立川駅帰宅困難者一時滞在施設について、以前、市HPの資料では、トイレは数百メートル離れた「昭和記念公園を利用」となっており、現実的ではないと感じていましたが、今回の一覧にはトイレの場所が記載されていません。非常用トイレを用意し、各施設内で対策ができるようになったということでしょうか。	1	帰宅困難者一時滞在施設のうち、断水しトイレが使用不能となっている施設がある場合は、市備蓄の携帯トイレを配備した後など、当該施設のトイレが使用可能になった段階で、順次「開設可能」としてまいります。
18	第3部第14章 「要配慮者への対応」	老人ホーム等が多い西立川駅周辺には高齢者が多く住んでいますが、付近の避難所等も不明である。	1	高齢者等の避難行動要支援者支援について、基本的な避難施設は関連資料の一覧に示した避難所となりますが、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、自治会や市民防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、協定先のタクシー事業者などと連携し避難を実施します。福祉避難所については、国の「福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改定（令和3（2021）年5月）」により要配慮者が日頃から利用している施設へ直接の避難を促進することが求められていることから、対象となる施設においては、あらかじめ指定された要配慮者の災害時の受入が必要となります。また、名簿への記載がなされていない等あらかじめ指定されていない要配慮者が何らかの事情で施設に避難してきた場合も事前に想定のうえ、受け入れる方針とすることが必要となります。
19	第3部第16章 「災害廃棄物処理」	「夜間収集も検討する」とありますが、災害時には停電することが多いですが、作業員のヘッドライトは準備されているのでしょうか。 市では小型家電を収集していますが、ヘッドライトも収集してはどうか。又は不燃ごみで出されたものを修理するのはどうか。故障の大半は断線やスイッチの不良なので、比較的簡単に直せるはずです。修理については、ボランティアを募る等が考えられます。	1	【前段】 ヘッドライトの備蓄はしておりませんが、ごみ収集も含めた夜間の応急活動におけるヘッドライトの必要性を検討します。 【後段】 参考意見として庁内で共有します。

20	第3部第17章第4節 「防疫体制の確立」	能登半島地震では靴のまま体育館に入り、生活している場所があるそうです。医療・看護分野では床から20cm は不潔領域です。靴のまま体育館に入って、体育館の床にシートを広げて寝るといのは、感染症予防の観点からあまり適切ではないと思いますので、靴で避難所（寝床のそば）までに入らないようにすべきです。 また、靴で上がらなくても体育館の床は清潔ではありません。できれば段ボールベッドなどで床から離れた状態で睡眠ができるように、特に高齢者等は注意が必要かと感じました。	1	【前段】 感染症の発生やまん延を防止するため、災害対策本部環境対策班や医療救護班により、必要に応じた「防疫活動」、「消毒活動」、「保健活動」、「食品衛生指導」及び「環境衛生指導」などを実施し、防疫活動の実施にあたり対応能力が十分でないと認める場合は、東京都（保健医療局）及び保健所または立川市三師会災害対策本部に協力を要請します。（原案 254 ページ記載参照） 【後段】 市としては、要配慮者等向けの段ボールベッド等を備蓄しており、合わせて、受援による調達も行っておりまいます。
21	第3部第19章第2節 「災害時における交通規制実施要領」	災害時に倒壊した家屋等による閉塞や陥没により通行ができない道路の箇所をマップで情報提供していただけるのでしょうか。WEBの「TOYOTA通れた道マップ」等で情報発信されるのを待つのでしょうか。	1	市ではマップ上に通行不能箇所を示すシステムの構築や使用はしていませんが、被害の状況に応じて、災害時には他の方法により周知をしてまいります。
22	第3部第20章5節 「応急仮設住宅等の供与」	応急仮設住宅や仮設トイレについては、「トレーラーハウス」や「ムービングハウス」を活用するという方法もあるかと思います。仮設住宅のみならず通常時の宿泊施設としても活用が可能です。 インバウンドの旺盛な宿泊需要に答えつつ、災害対策にも活用できるこの形態は、まさにフェーズフリーの考え方を具体化したものの1つであると思います。能登半島地震でも早速活躍していると耳にします。ぜひご検討いただければと思います。	2	応急仮設住宅等の対策は東京都が主に担っており、建設型応急住宅の提供と同様、トレーラーハウスやムービングハウスの活用について、都の動向を注視してまいります。

		「ムービングハウス」という移動式木造住宅が2018年に災害救助法に基づく応急仮設住宅として採用されていますが、東京都や立川市は採用される予定はないのでしょうか。建設型応急仮設住宅に比べて待機に要する期間も短く、コストも安いようです。使用が終われば次の災害に使用可能であり、ゴミの減量も可能であると思われます。		
23	第3部第21章 「災害ボランティア」	避難所近くの太陽光発電設備がある建物の所有者に災害時、電力の提供をお願いするのは難しいでしょうか。スマホやエネループなどの充電ボランティアとして活躍が期待できるのではないのでしょうか。	1	市としては、個別支援をしていただける方の把握をすることは難しいと考えておりますが、地域における「共助」は欠かせないものと認識しております。
24	第5部第4章 「原子力災害対策」	立川市における空間放射線量の測定は、職員が屋外で計測するスタイルだと思いますが、雨が降った場合には高い線量が出ることも予想されます。「〇〇mSv/h以上なら屋外での測定を中止」など、職員の安全を考えておいた方がよいのではないのでしょうか。それとも測定は関係機関に委託されているのでしょうか。	2	環境省が示す生活空間等の放射線計測方法資料に基づきながら、職員が測定をします。
		原発事故は世界中に放射性物質が飛散するものですので、PAZやUPZだけの問題ではないと思います。立川市の状況を鑑みると、基本的に「雨に濡れない」、「屋内退避」の対応になると思われますが、南海トラフ巨大地震では立川市は震度5弱～5強程度と予想されています。一般家庭の窓ガラスが破損などして建物の気密性が低くなる可能性もありますが、避難場所の体育館等において、気密をどのように確保するのか等検討されているのでしょうか。		体育館や教室棟など避難施設の気密性を完全に確保することは困難であると考えており、現在検討はしていませんが、市民の安全確保について別途適切に検討してまいります。

25	第5部第5章 「火山対策」	火山灰の処理はどうすればよろしいでしょうか。桜島のように住民が袋に詰めて、それを市が回収してくれるのでしょうか。火山灰が水に溶けないことを知らない市民が、水で下水に流そうとする可能性もあり、トイレが流せなくなる可能性もあると思います。復旧にはどのくらいかかるものと想定されているのでしょうか。下水施設にどのような被害が生じるのかは、起きてみないことにはわからない状況でしょうか。	2	富士山及び箱根山の噴火における降灰被害は広域的な影響が考えられ、東京都地域防災計画火山編を踏まえて、今後、検討してまいります。
26	第7部第1章 「対策の考え方」	噴火による降灰の際、火山灰で空調の室外機が止まりますが、市役所や病院など、対策はされているのでしょうか。真夏に発生した場合、例え火山灰により直射日光が地上に届かなくても、太平洋高気圧により日本は蒸し暑いはずで、熱中症の危険性が上がると思います。また、たちむにいの発電システムの復水器は空冷だと思いますが、火山灰に対処できる想定でしょうか。 夏に南海トラフ巨大地震が発生すると、大地震、火災、原発事故、富士山噴火、大停電、熱中症、ゲリラ豪雨、台風と、複数の災害に苦しめられる可能性があります。想定はされているのでしょうか。	1	現段階では、南海トラフ巨大地震に限らず、大震災と風水害や、大地震と噴火・降灰被害等、複合災害に係る市としての被害等の想定はしておりませんが、国や東京都の考え方を踏まえ、対応してまいります。

(3) その他（参考意見として庁内で共有するもの）（6件）

整理 番号	意見要旨
1	防災に関する取り組みがわかりやすくメディアに取り上げられるような施策をすべきだと思います。 そこでの提案として、立川市民としてあまり利活用されてこなかった西立川駅周辺の整備を提案します。西立川駅周辺の空き地を、高齢者への対応も可能とする防災拠点として、「防災道の駅」や「防災公園」に再整備し、さらにメディアに取り上げられることにより、結果的に市民全員に周知していくのはいかがでしょうか。
2	防災対策で自治会の役割は大きく、自治会の組織率が低いと防災組織も機能しにくいと思います。 ・ 持ち回りで就任する区長ではあるが、集金などの負担が大きい。 ・ 単身の高齢者、単身の若者、夜間勤務の人、ハンディのある人は、区長と在宅時間帯が違う傾向があり、区長による集金がしづらいため、加入しにくい。 ・ 集金は、自動引き落としや振り込みなどとし、個別集金はやめるべき。自治会運営用のアプリもある。 ・ イベント費用は会費制にするなど、自治会費の負担を減らすべき。 ・ 宗教団体のお祭りの会計は自治会の会計とは切り離すべき。また、宗教団体担当の役員が自治会にいるのはおかしい。宗教関連配付物の配布を区長にやらせるべきではない。 ・ 集合住宅の住民の自治会への加入率が低い。一戸建ての住民より数が多いようであるが、ほとんど加入していない。加入促進を考えるべき。
3	地震時は「立川まんがぱーく」も本が散乱するため、活動が難しいと思いますが、子どもは漫画を読めなくなり、楽しみがなくなると思います。少し落ち着いた後、車で巡回する等してもよいのではないのでしょうか。
4	職員も人間であり、必ず休む必要があります。その点も事前にしっかり決めておいた方がよいかもしれません。
5	体育館を避難所にする先進国は日本だけだそうです。イタリアは被災当日にトイレや食事が届き、テントは48時間以内に届くそうです。体育館は天井が高いため、エアコンの使用に際し電力を消費します。また、停電でエアコンが使えない場合、冬は暖かい空気がどんどん上に上がってしまい、床は非常に冷たくなります。災害が少ない立川市で海外のように準備することは困難であり、国がやるべき問題かとも考えられますが、我慢ばかり強いられる日本の防災、災害対応、避難生活が、今後、良くなっていくことを切に望みます。
6	立川市三師会に所属している診療所の医師に、「災害時に三師会により、救護所に医師が派遣されると思いますが、先生は呼ばれたら救護所で診察するのですか。この診療所は閉まるのですか。」と質問したところ、どうするのか把握していませんでした。三師会内で連携が取れているのか疑問に思いました。